

IV 社会教育・文化財保護・社会体育行政の方針と重点

1 方針

村民一人一人が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成できるよう、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進を図る。また、郷土への愛着と誇りを培い、次代へ伝えるかけがえのない文化財の保存・活用に努める。さらに生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、スポーツ及び健康教育の充実並びにスポーツの振興に努める。

2 重点

【生涯学習のための支援と社会参加の推進】

- ア 村民一人一人の生涯学習への興味・関心を引き出せるよう、情報発信に努める
(教育普及)
- イ 読書活動を通じてボランティアを養成し、家庭教育支援の充実に努める
(家庭教育)
- ウ 社会教育活動への子どもと保護者の参加を促し、豊かなつながりを形成する
(青少年教育)
- エ 社会教育活動を通じて指導者を養成し、人財の育成と団体運営の強化に努める
(成人教育)

【心とともに受け継ぐ貴重な文化財の保存と活用】

- ア 誰もが文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう公開・活用と情報発信に努める
(教育普及)
- イ かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める
(保護保存)
- ウ 地域で生まれ、保存・伝承されてきた民俗芸能や技術の継承の支援に努める
(伝承支援)
- エ 民俗芸能や地域行事を映像で記録し、積極的な保存・活用とデジタル化に努める
(記録保存)

【健康増進とスポーツの振興】

- ア 村民一人一人の生涯スポーツへの興味・関心を引き出せるよう、情報発信に努める
(教育普及)
- イ 高齢者が運動に親しむ環境づくりを推進し、スポーツを通じた健康増進に努める
(健康増進)
- ウ 誰でも豊かなスポーツライフを実現するため、生涯スポーツの振興に努める
(スポーツ振興)
- エ 社会体育活動を通じて指導者を養成し、人財の確保と団体運営の強化に努める
(成人教育)